

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 上下水道・環境部 下水道課（下水道事業会計）

① 監査の期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 8 年 7 月 3 日まで

② 日程及び実施場所

●備品検査 令和 8 年 5 月 19 日（下水道課）
●概要聴取 令和 8 年 6 月 8 日（監査委員事務局）
●監査講評 令和 8 年 7 月 3 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 7 年度における上下水道・環境部下水道課（下水道事業会計）の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき、額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 金券類等の出納管理は、適正になされているか。
- ⑧ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則に則り適正に行われているか。
- ⑨ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
1 財務事務関係 「上頓野地区浄化センター非常用放流ポンプ修繕工事」の工事完了検査調書（直下第000450-004号）について、契約金額200万円の検査に対する報告を「課長」決裁としている。	直方市事務代決及び専決規則別表第1（第5条関係） 財務関係-契約関係-41 検査に対する報告	「上頓野地区浄化センター非常用放流ポンプ修繕工事」の工事完了検査調書について、検査に対する報告を課長決裁で処理しているが、契約金額が200万円のため、「部長」決裁となる。同規則に則して適正に処理されたい。
2 契約事務関係 「野面井堰操作業務委託」（支出No.000442-000）について、委託料の根拠となる回数の数え方で、契約書第2条（業務の内容）にある別紙規程で規定された回数の数え方と、現に支払われた額の回数の数え方が異なっている。	業務委託契約書（野面井堰操作業務委託）第2条 野面井堰操作業務委託実施規程	「野面井堰操作業務委託」について、契約書第2条（業務の内容）にある別紙規程で規定された回数の数え方は、委託料支払い額の根拠となるため、内容については誤りがないよう適正に作成されたい。

契約事務に関しては、上記のほか地方自治法施行令に基づく特命随意契約を要望する根拠が、見積依頼伺と見積結果報告・契約締結伺において異なっているもの等が見受けられた。こうした事務処理誤りの要因は、事務処理の根拠となる法令、条例、規則、要綱等の規定に照らし適正な取り扱いとなっているかを確認せずに事務を執っていることによるもので、法令等や事務処理の基本的な理解が不十分であることや、単に前例を

踏襲して事務処理を執っていること、組織内においてチェック機能が十分に機能していないこと等が原因であると思慮される。起案及び決裁時には、契約書・仕様書の内容の確認や関連法令を確認する等、適正な事務処理に努められたい。

また、古町地内污水管渠築造工事（2 工区）に伴う家屋事前調査業務委託の入札において、指名業者への通知後に、仕様書の不備があったことを理由に入札を中止している。この積算額が誤っていたことによるものであるが、システムを使うことにより初心者であっても積算が容易となるメリットがある一方で、適切な歩掛を使用する必要があることから、算出された金額に誤りが無いか慎重に確認しなければならない。今回の委託と同様にシステムを使って積算する機会は多く、算出された結果に誤りは無いという思い込みから管理監督職員のチェックが疎かになってはならない。再発防止策を踏まえてチェック体制の徹底を図るとともに、指名業者への信頼確保に努められたい。

文書事務に関しては施行情報の発送先等、入力必須となっている情報が登録されていない文書が見受けられたため、文書規程や文書管理事務マニュアルに則した事務処理を徹底されたい。

以上のことから、財務事務及び契約事務等の事務処理については、法令や規則、事務マニュアル等に基づき引き続き適正な事務処理を望むものである。